

Q1 私は10年以上前（平成21年3月31日以前）の大学卒業時に教員免許を取得しましたが、これまで教員をしたことがないので、更新をしていません。この状態のまま、学校の先生になることはできますか？

(A) 10年に1度、更新をすることとなっていた教員免許更新制は、令和4年7月1日に解消されました。これにより、平成21年3月31日より前に教員免許状を初めて取得した方（旧免許状所持者）で、お持ちの免許状が「休眠」となっていた方は、自動的に免許状の効力が回復しているため、特段の手續なく、教員になることができるようになっています。

※休眠とは・・・教員免許更新制度下において、旧免許状所持者が各自の修了確認期限の日に、現職教員等（免許状更新講習の受講義務者）でなかった場合、その日以降は、一時的に効力が停止していた状態のこと。

なお、平成21年4月1日以降に、初めて教員免許状を取得した場合は、免許状に有効期間が記載されており、この免許状を「新免許状」といいます。新免許状所持者については、教員であるか否かに関わらず所定の期限までに更新等をしなければ、その免許は「失効」となりますので、失効後、新たに免許取得（これを「再授与」といいます。）の申請が必要となっています。

※新免許状に「休眠」というものはありません。

☆教員免許更新制の解消（有効かどうかの確認、再授与の方法等）については、下記QRコードからご確認ください。



Q2 中学校、高等学校の教員免許状は所有していますが、この免許状のみで小学校での指導はできますか？

(A) 相当免許主義により、原則として当該校種（中学校、高等学校は、学校種及び教科ごと）の免許状が必要です。ただし、専科担任制度（免許法第16条の5第1項適用）により、所有する中学校（高等学校）免許状の教科に相当する教科については、現に所有している免許状のみで小学校での指導も可能となっています。また、道徳及び特別活動の教授も可能です。加えて、総合的な学習の時間においては、所有する免許教科に相当する領域、分野の指導も可能となります。

Q3 高等学校（理科）の教員免許状を所有しています。これをもって、中学校で理科の指導はできますか？

(A) 中学校で理科の指導をする場合は、中学校（理科）の普通免許状を所有している必要があります。そのため、教科が同じであっても、高等学校（理科）の教員免許状では中学校で指導することはできません。

ただし、中学校（理科）の普通免許状所持者の採用ができず、やむを得ず高等学校（理科）の普通免許状所持者を中学校の臨時講師や非常勤講師として採用することになった場合、採用予定者からの申請により中学校（理科）の臨時免許状の授与を受ければ中学校での指導も可能となります（他の教科の場合でも同様です。）。

※臨時免許状は個人の希望のみで取得できるわけではありません。

Q4 特別支援学校で教員をしたいのですが、どの免許が必要ですか？

(A) 特別支援学校で勤務するためには、通常「勤務する学部に相当する校種の免許状」と「特別支援学校教諭免許状（指導対象となる領域のもの）」が必要となります（例えば、知的障がい有する小学部の児童へ指導する場合、「小学校教諭免許状」と「特別支援学校教諭免許状（知的）」が必要です。）。

ただし、現時点においては、「勤務する学部に相当する校種の普通免許状」があれば、それのみで指導することは可能です（免許法附則第15項）。

例：肢体不自由を指導対象とした特別支援学校の小学部で勤務

→「小学校教諭普通免許状」のみで勤務可能。

※法附則第15項の適用を受けるのはあくまでも「普通免許状」のみです。

臨時免許状はこの適用を受けられないため、「相当校種の臨時免許状」と

「特別支援学校の臨時免許状」の両方が必要です。

Q5 臨時免許状とは何ですか？また、その授与を受けたいのですがどのような手続が必要ですか？

(A) 臨時免許状は「普通免許状所有者を採用できない場合」に限り、採用予定者からの申請があれば、教職員検定を経た上で授与される免許状です。個人の希望のみでは取得することはできません。大分県教育委員会が授与した臨時免許状は、授与日から3年間、大分県内においてのみ有効です（臨時免許状は授与された都道府県内でのみ効力を発します。）。

なお、申請については必ず所属（採用予定先）を経由して行ってください。個人による申請は認めていません。

Q6 特別免許状とは何ですか？

(A) 教員免許を所有していないものの、その教科に関する専門的な知識経験又は技能があり、社会的経験を有する方へ対して、教職員検定を経た上で授与される免許状です。授与を受けるための前提として、採用予定者からの推薦が必要となりますので、個人の希望のみをもって取得することはできません。

大分県では、この免許制度を活用し、教員採用選考試験において選考区分【特別選考Ⅱ】を設け、その合格者の方で教員免許状をお持ちでない方については、特別免許状を授与しています。

Q7 教員免許状は所有していませんが、特別非常勤講師の制度を利用すれば教壇に立つことができると聞きました。どのような制度ですか？

(A) 特別非常勤講師は、教員免許状は所有していないけれども、その分野における専門的知識・技量を持っている外部の方を学校へ招き入れ、児童・生徒の指導にあたっていただくことができる制度です。同制度は採用予定者が届出をすることにより、教科の一部の領域を単独で教授することが可能となります。

（活用例：調理師の方が、小学校「家庭」の調理分野を担当する）

詳細について知りたい方は採用試験・免許班までお問い合わせください。